

令和 7 年 6 月 泉南市農業委員会定例会

令和 7 年 6 月 6 日 午後 1 時 3 0 分

あいびあ泉南 2 階 会議室

・ 出 席 委 員

(農業委員)

山 下 博	奥 田 清	宮 内 栄 作
東 和 宏	伊 藤 喜 久	森 谷 豊
南 直 樹	上 野 寛 治	立 道 智 恵
湊 聡 美		

(推進委員)

宮 下 明	向 井 彰 一	戎 野 繁
太 佐 博		

・ 欠 席 委 員

(農業委員)

岩 本 和 夫 池 上 安 夫

(推進委員)

西 浦 賢 二 松 本 一 美

事 務 局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和 7 年 6 月 泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、岩本委員、池上委員より欠席の届出が出ております。出席委員については 12 名中 10 名で過半数以上出席しておりますので、会議は成立いたします。推進委員については、4 名の出席となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく願います。

会 長 皆さん、こんにちは。本日は田植えの時期の大変お忙しい中、泉南市農業委員会 6 月定例会にご出席いただきありがとうございます。

さて、今年の 3 月に第 1 回目の政府備蓄米を放出したにも拘わらず、現在も米の価格高騰や品薄状態が続いております。そこで政府は随意契約で備蓄米を放出し、すでに一部では一袋 2 千円という価格で店頭に並んでおります。一部消費者にとっては良い事だとは思いますが、我々、米の生産者にとりましては 2 千円ではとう

会 長

ていやっていけない価格であります。

先月 28 日に全国農業委員会会長大会が東京で開催され、出席いたしました。その後、参議院議員会館において、〇〇参議院議員と〇〇参議院議員と面談いたしました。その際、党内でも賛否両論あるようですが、2 千円という価格が令和 7 年度産の米の価格に影響しては困るという事をお願いして参りました。

当初、石破総理は 5 kg 3 千円台が妥当ではないかという発言をされておりました。仮に 3 千 5 百円としますと、30 kg 2 万 1 千円です。我々が縁故米としている価格が 30 kg 9 千円です。私個人的には 1 万円だとしてもそれほど高値感は感じません。生産者にとっては妥当な価格であるかと思います。ブレンド米に関してはまた別の話ですが。先日、「JA 全農にいがた」は新潟県産コシヒカリを 60 kg 2 万 3 千円買い取ると発表いたしました。しかし、JA 大阪泉州あたりでは、恐らく 30 kg 1 万円で買い取ることが出来るかどうかだと思います。ですので、どんどん農協への出荷が減ってきています。今後も米価については皆さんにも関心をもって、動向を注視していただきたいと思います。

さて、本日は議案が 2 件、報告案件が 2 件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしくをお願いします。

会 長

それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第 15 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長

ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、3 番 奥田委員、4 番 宮内委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長

それでは、令和 7 年議案第 14 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第 14 号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第 1

事務局 3条の議事参与の制限により〇〇に退席を求めるものですが、
会長いかがでしょうか。

会長 着席のままで結構です。

事務局 それでは朗読させていただきます。令和7年議案14号2件について朗読する。令和7年議案第14号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので報告していただきます。No. 1、No. 2につきまして〇〇委員お願いします。

〇〇委員 報告させていただきます。No. 1につきましては、米を植える予定で、田を鋤いて綺麗にしております。No. 2につきましては、まだ草が生えた状態ですが、譲受人の所有する隣接地の農地はすでに田植えをしておりましたので、これからこちらの耕作を開始すると思われます。問題ないと思います。

事務局 ありがとうございます。それでは、議案第14号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。
No. 1の経緯については、譲受人から説明していただきます。

〇〇〇 ご説明させていただきます。地図をご覧ください。当該地は道が通る際に分筆をした残地になります。面積は10坪程で、家庭菜園程度にし
しか利用できないような土地でした。これまでは、譲渡人が家庭菜園を
したいという方に貸していたのですが、今年に入り返却されたため、何も
作っていない状況でした。譲渡人に貸してほしいとお願いしたところ、
売却したいとの申し出がありましたので、購入する事となりました。私
の所有する農地は隣の長い土地で、これまで農業機械を入れるのに大変
苦労しており、以前より申請地を借りたいと思っておりましたので、念
願が叶いました。

事務局 ありがとうございます。No. 2につきましては、譲渡人は7年前に
申請地を相続しましたが、農業経験が無いうえ、遠方にお住まいとい
う事もあり、耕作される方を探していたところ、近隣で耕作している
譲受人が引き受けることになりました。みかんや自家野菜を耕作予定
です。以上です。

会 長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区担当委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 N o . 1 につきましては、当該地を譲り受ける事で、作業効率が上がり、今後の農業経営にプラスになるという事ですね。N o . 2 については、まだ耕作を始めていないという事ですので、地区担当委員さんはよく注視しておいてください。

会 長 よろしいですか。質問等ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第 1 4 号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第 1 4 号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 1 4 号は原案のとおり許可することといたします。

会 長 続きまして、令和 7 年議案第 1 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和 7 年議案第 1 5 号 1 件について朗読する。議案第 1 5 号につきまして、事務局の方から補足説明させていただきます。

申請地の市街化調整区域における農地区分は、第 3 種農地です。第 3 種農地とは、『農業上の利用の確保の必要性が低いことから、農地法においては許可することができない農地とされており、原則として農地の転用は許可されること』となっています。3 種農地の判断には、色々な基準があり、当該地は申請地から 3 0 0 m 以内に駅やインターチェンジの出入り口等がある区域に該当します。これは 3 種農地の判断基準の中でも最も転用許可がおりやすいとされています。ちなみに、本市で該当するのは〇〇駅のみとなっています。他 3 駅の周辺は住宅があり市街化となっており、こちらの条件には該当しません。

譲受人は、ご存知の方も多いと思いますが、マンションや住宅等の建

事務局 設業を営む総合不動産会社で、地主５名から申請地を譲り受け２５戸の分譲住宅開発を行うものです。当該申請地は、『〇〇地区 地区計画』の区域内に属しています。本地区計画の概要につきましては、全体の開発面積が７,８４４㎡、内訳は、宅地が５,２５０㎡、道路が１,９８４㎡、公園が２３６㎡、緑地等その他の面積が３７４㎡です。排水につきましては慎重に協議を重ね、〇〇・〇〇地元水利組合からようやく同意をいただき、今回の申請に至りました。開発許可については現在申請中で、開発許可と転用許可は同日許可となります。

会長 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 開発許可はおひるんですか。

事務局 『〇〇地区 地区計画』が承認されております。また、転用における農地区分は３種農地に該当しております。

会長 そもそも駅から３００ｍ以内の農地が調整区域になっている理由が不明ですが。

事務局 元々は農用地でもありました。農用地除外には色々な条件がありますが、地区計画が上がった際に当該地は農用地から除外をしております。

会長 よろしいですか。他に質問ございませんか。
それでは質疑がないようですので、議案第１５号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第１５号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。議案第１５号は農業委員会としては原案のとおり許可することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和7年報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和7年報告第10号1件について朗読する。報告第10号につきまして事務局より補足説明させていただきます。届出地は、〇〇の隣地で、〇〇25名に駐車場として賃借していたのですが、本年4月より急遽貸借をやめることになりました。登記地目が田のままだったため、始末書付きでの届出となりました。駐車場をやめたにもかかわらず、転用目的はなぜか駐車場でした。恐らく住宅開発に伴うものかと思われます。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 いつ頃から駐車場だったのですか。

事 務 局 30年程前からです。当時は田だったのですが、所有者が市外在住の方で、維持管理が出来ないという事で市役所に相談に来られたのではないかと思います。その時に地目変更手続きをしなければならなかったのですが出来ていませんでした。当時の農業委員会が指導すべきだったのですが。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第10号を終了します

会 長 続きまして令和7年報告第11号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和7年報告第11号1件について朗読する。報告第11号について事務局より作付け状況について報告させていただきます。

先日、〇〇委員と現地確認を行っております。①番については、果樹を植えており、②番については、都市農地の貸借による利用権設定された農地のため、借り手が季節野菜の栽培を行っておいりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今

会 長 の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 本人が耕作していなくてもいいのですか。

事務局 はい。納税猶予をうけていても特定生産緑地の貸借は可能です。

会 長 よろしいですか。他に何かご質問、ご意見ございませんか。
特に質問がないようですので、以上で報告第11号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
ありがとうございました。

職務代理 どうもご審議ありがとうございました。これをもちまして6月定例会
を終了させていただきます。どうもありがとうございました。次回の定
例会につきましては、7月4日（金）場所は、あいぴあ 2階 会議室
です。お間違えの無いようお願いいたします。

午後2時10分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和7年5月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____